

昭和 6 1 年 8 月招集

第 1 回館山市議会臨時会会議録

館山市議会

目 次

開 会	3
追悼の言葉	3
黙 禱	4
議長の報告	4
議案の配付	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 4 9 号～議案第 5 1 号	5
提案理由の説明	5
委 員 会 付 託 の 省 略 (議 案 第 4 9 号)	7
採 決 (")	7
神田 守隆君の質疑、当局の応答 (議案第 5 0 号)	8
委 員 会 付 託 の 省 略 (")	9
採 決 (")	9
委 員 会 付 託 の 省 略 (議 案 第 5 1 号)	1 0
採 決 (")	1 0
発議案第 2 号	1 0
説明	1 1
委員会付託の省略	1 1
採決	1 1
安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙	1 2
日程の追加・安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙	1 3
閉 会	1 4
本日の会議に付した事件	1 4

1 昭和61年8月12日(火曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 24名

1番	神田 守隆	2番	田沢 勝信
3番	山中金治郎	4番	小宮 利夫
5番	横溝 功	6番	生稻 陞
7番	榎本 春光	8番	日下 君敏
9番	福原 勤	10番	川名 正二
11番	飯田 義男	12番	石井 謀
13番	石井 昌治	14番	伊藤幸太郎
15番	渡辺 昭夫	16番	松下 正己
17番	近藤 好雄	19番	黒川 平治
21番	吉田勇治郎	22番	林 豊
23番	伊賀 多朗	24番	流山源次郎
25番	五十嵐 昇	27番	安西 益男

1 欠席議員 2名

20番	石井 武敏	26番	石井 正
-----	-------	-----	------

1 出席説明員

市長	半澤 良一	助 役	小倉 澄男
収入 役	山田 俊康	市長公室長	斉藤 武男
総務 部長	飯野 芳郎	教育 委員 会長	高橋 弘之
教育 委員 会長	福原 修		

1 出席事務局職員

事務局 長	庄司 利光	事務局 長 補 佐	兵藤 恭一
書 記	鈴木 哲	書 記	土橋 康彦
書 記	熊井 成和		

1 議事日程

昭和61年8月12日午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議案第49号 昭和61年度館山市一般会計補正予算(第

- 日程第 3 } 3号)の専決処分の承認について
 議案第 50号 工事請負契約の締結について
 議案第 51号 工事請負契約の締結について
 日程第 4 発議案第 2号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の
 推薦について
 日程第 5 安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙

開 会 午前 10 時 40 分

◎議長(伊賀多朗君) 本日の出席議員数 24 名、これより昭和 61 年
 第 1 回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

追悼の言葉

◎議長(伊賀多朗君) この際、御報告申し上げます。

本市議会議員安澤徳順君には、7月30日午前零時44分急逝されました。ここに謹んで哀悼の誠をささげ、御報告申し上げます。

このことについて吉田勇治郎君より発言を求められておりますので、
 暫時これを許します。

(21番議員吉田勇治郎君登壇)

◎21番(吉田勇治郎君) ただいま議長から報告のありましたとおり、
 安澤議員には7月30日急逝されました。

ここに、皆様方の御同意をいただき、議員一同を代表いたしまして、
 謹んで追悼の言葉を捧げます。

あなたは、新潟県の御出身で、13歳にして仏門に入られ、厳しい修業と研鑽を積まれた後、昭和5年旧豊房村大円寺住職として就任されたのであります。

生来の温厚な人柄は、信徒はもとより地域住民から常に敬慕されるところとなり、昭和12年以来30年間にわたって民生児童委員をつとめられ、さらに豊房保育園を開園される等、地域福祉の向上に尽力されました。

昭和34年、衆望を担い、市議会議員選挙に立候補、見事当選の栄に

浴されました。自来、6期20有余年にわたり議会人としての職責に徹し、この間、特に産業振興に意を置き、終始建設経済委員をつとめられました。また、千葉県競輪組合議会議員として公益事業の振興、市財源確保にも多大な貢献をされました。

去る3月定例会後病床に伏されましたが、旬日を出ずして回復され、引き続き、私どもの先輩として、ますますの御活躍と御指導を期待いたしておりましたところ、任期半ばにして忽然として不帰の人となられましたことは、誠に痛恨のきわみであります。

地方行政は、ますます多難な時代を迎え、本市におきましても重要な課題が山積し、あなたの豊かな経験と卓越した識見にまつべきものがあるとき、あなたを失いましたことは本市といたしましても大きな損失であり、こみ上げる哀惜の情を禁じ得ません。

常日頃、元気に登庁された姿もいまはなく、あなたの議席である28番は空席となってしまったのであります。

いま、ここにあなたの議席に花束を捧げ、そのご功績をたたえ、温容をしのび、心からご冥福をお祈りいたしまして追悼の言葉といたします。

黙 禱

◎議長（伊賀多朗君） この際、故安澤徳順君の霊に謹んで黙禱をささげ、御冥福をお祈りいたしたいと思ひます。

御起立願ひます。黙禱始め。

（起立、黙禱）

◎議長（伊賀多朗君） 黙禱を終わります。御着席願ひます。

議長の報告

◎議長（伊賀多朗君） 本臨時会議案審議のため地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので御了承願ひます。

議案の配付

◎議長（伊賀多朗君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付があ

りました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。配付漏れありませんか。——
配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

- ◎議長（伊賀多朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
6番議員生稲 陸君、24番議員流山源次郎君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

- ◎議長（伊賀多朗君） 日程第2、会期の決定を行います。
本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日1日ということ
あります。

お諮りいたします。会期を1日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- ◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1
日と決定いたしました。

議案の上程

- ◎議長（伊賀多朗君） 日程第3、議案第49号乃至議案第51号の各
議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

- ◎議長（伊賀多朗君） これより各議案に対する提案理由の説明を求め
ます。

（市長半澤良一君登壇）

- ◎市長（半澤良一君） 本日、ここに急遽第1回市議会臨時会を招集い
たしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙の中を御出
席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ちまして、一言お悔みの言葉を申し上げたいと

存じます。

去る7月30日に御逝去なさいました市議会議員安澤徳順氏に対しまして、生前の御活躍、御協力に深く感謝申し上げますとともに、心から哀悼の意を表する次第でございます。

さて、今回、急施を要するものとして御審議をお願いする案件は、予算議案1件及び一般議案2件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第49号昭和61年度館山市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認についてでございますが、去る7月6日に行われました衆参同日選挙につきまして、県支出金の増額に伴い、これらの執行経費についての補正予算を昭和61年7月4日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、この承認を求めようとするものでございます。

内容といたしましては、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費におきまして、需用費、備品購入費等で183万7000円、また、参議院議員選挙費におきまして、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費との経費案分に伴う職員手当外193万4000円の減額を含め、備品購入費等で31万8000円、合計215万5000円を追加し、総額9億9077万3000円とするものでございます。

次に、議案第50号工事請負契約の締結についてでございますが、館山市立船形小学校講堂防音改築工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴した結果、1億8500万円をもって株式会社計工務店と随意契約を締結しようとするものでございます。

工事内容といたしましては、現在の老朽化した講堂を取り壊し、講堂兼体育室、ステージ、控室、器具庫及び機械室等を備えた鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ面積968.4㎡の講堂を建築しようとするもので、工期を翌年3月16日までとするものでございます。

次に、議案第51号工事請負契約の締結についてでございますが、館山市立館野小学校屋内運動場改築工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもって入札した者から見積書を

徴した結果、1億4100万円をもって株式会社石井工務店と随意契約を締結しようとするものでございます。

工事内容といたしましては、現在の老朽化した屋内運動場を取り壊し、体育室、ステージ、控室、器具庫及び機械室等を備えた鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ面積797㎡の屋内運動場を建築しようとするもので、工期を翌年3月16日までとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

◎議長（伊賀多朗君） 以上で提案理由の説明を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（伊賀多朗君） これより各議案の審議を行います。

まず、議案第49号昭和61年度館山市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について御質疑を願います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（伊賀多朗君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（伊賀多朗君） これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認す

ることに決しました。

質 疑 応 答

◎議長（伊賀多朗君） 次いで、議案第50号工事請負契約の締結について御質疑を願います。

◎1番（神田守隆君） 議案第50号及び議案第51号工事請負契約についてでありますけれども、船形小学校の講堂の防音改築ということで、あるいは館野小学校の屋内運動場の改築工事ということで、指名競争入札の結果落札者がなくていずれも随意契約によって業者を決めた、こういうことでもありますので、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴した、こういうことでもあります。この「最低の価格をもって入札した」というこの最低の価格というのはそれぞれ幾らであったのかお示しをいただきたいと思えます。

それと、この際、こうした入札を通常3回やって落札に至らないという場合のあり方として、業者を入れ替えて再入札をするとか、あるいは4回目の入札をするとか、あるいはここにあるとおり随意契約による、いろんなやり方があるかと思うんですが、こうした随意契約に移行して契約を締結する、その辺の基本的な考え方、これはどのような考え方によっておるのか、その辺についての御説明をいただきたいと思えます。

◎総務部長（飯野芳郎君） 第1点目の最低入札金額でございますけれども、船形小学校につきましては計工務店が3回目に入札いたしましたものが1億8580万でございました。それから、館野小学校屋内運動場改築工事につきましては最低入札金額といたしまして石井工務店が3回目に入札いたしましたものといたしまして1億4180万でございました。

それから、今回の随意契約をした理由、あるいは今後の契約のあり方についてどういうふうを考えているかというお尋ねでございますけれども、今回の場合は3回の入札を実施いたしましたわけでございますけれども、それぞれの入札金額が予定価格を上回り落札に至らなかったわけでございます。そこで、予定価格と最低入札金額との差が少額であったという

ために最低入札者から見積書を徴しまして——これは地方自治法施行令第167条の2に規定されてありますけれども、それに基づきまして随意契約ができるというふうになっておりますので、随意契約をしたわけでございます。

それで、なぜそれならば今回の場合再入札をしなかったのかということですが、今回の場合は先ほども申し上げましたとおり、予定価格と最低入札金額との差がごくわずかであったということで、再度公告入札しなくても予定価格の制限の範囲内で最低入札者と契約できるという判断のもとに随意契約をしたものであります。

また、もう1つの理由といたしまして、今回の2つの工事契約の日数の関係上、事業年度内に完成させなくてはならないということ。それから、講堂また屋内運動場が卒業式に利用できるようにするためには、現時点がタイムリミットであるという考え方のもとに、仮に再度入札をした場合には本契約までに相当の日数を要するというところで、これらのことが不可能になるおそれがあるということで、随意契約をさしていただきました。

◎1番（神田守隆君） 終わります。

◎議長（伊賀多朗君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（伊賀多朗君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（伊賀多朗君） これより採決いたします。
本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

質疑応答

◎議長（伊賀多朗君） 次に、議案第51号工事請負契約の締結について御質疑を願います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（伊賀多朗君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（伊賀多朗君） これより採決いたします。
本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（伊賀多朗君） 日程第4、発議案第2号農業委員会の委員とな

るべき学識経験者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

◎議長(伊賀多朗君) 朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長(伊賀多朗君) 議案の説明を求めます。

(15番議員渡辺昭夫君登壇)

◎15番(渡辺昭夫君) 発議案第2号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について提案理由を御説明いたします。

議会の推薦に基づいて選任された農業委員中1名が辞職されたことに伴い、新たに本市議会議員の石井 正君を推薦いたしたく、8名の賛成者を得まして本案を提案いたしました次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

◎議長(伊賀多朗君) 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長(伊賀多朗君) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊賀多朗君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長(伊賀多朗君) これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊賀多朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙

◎議長(伊賀多朗君) 日程第5、安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊賀多朗君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊賀多朗君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に横溝 功君、福原 勤君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2議員君を安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊賀多朗君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり横溝 功君、福原 勤君が安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました横溝 功君、福原 勤君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程の追加

◎議長（伊賀多朗君） お諮りいたします。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員1名が昨日都合により辞任されました。

よって、組合格約の定めるところにより、これが補欠選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

◎議長（伊賀多朗君） 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に流山源次郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました流山源次郎君を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊賀多朗君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり流山源次郎君が安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました流山源次郎君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

閉 会 午前11時07分

◎議長(伊賀多朗君) 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。

よって、これにて第1回市議会臨時会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

- 1 追悼の言葉
- 1 会議録署名議員の指名
- 1 会期の決定
- 1 議案第49号乃至議案第51号
- 1 発議案第2号
- 1 安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長 伊 賀 多 朗

館山市議会議員 生 稲 隆

館山市議会議員 流 山 源 次 郎

